

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年九月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 根岸本町線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	川口市本町三丁目六三番六地先 から	区 間
	一九・五〇〽二八・九六	敷地の幅員 (メートル)
	二四・一六	延 長 (メートル)
		備 考